

○内閣府令第四十五号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十四条の三第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をもとに、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(安全運転管理者等の要件)

第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 「略」

ロ 法第七十七条、法第七十七条の二、法第七十七条の二の二（第七号及び第十二号を除く。）、法第七十七条の三の二、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号、法第一百十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第一百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 「略」

改正前

(安全運転管理者等の要件)

第九条の九 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第七十七条、法第七十七条の二、法第七十七条の二の二（第七号及び第十一号を除く。）、法第七十七条の三の二、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号、法第一百十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第一百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 「同上」

備考 表中「」の記載は注記である。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定 第九条の九第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
	[略]	法第九十七條の二の二（第七号及び第十二号を除く。） 法第九十七條の二の二第一号から第六号まで若しくは第十一号、運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第九十七條の二の二第八号から第十号まで

改正前

[同上]

読み替える規定 第九条の九第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
	[同上]	法第九十七條の二の二（第七号及び第十一号を除く。） 法第九十七條の二の二第一号から第六号まで、運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第九十七條の二の二第八号から第十号まで

備考 表中「」の記載は注記である。

## 附 則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。